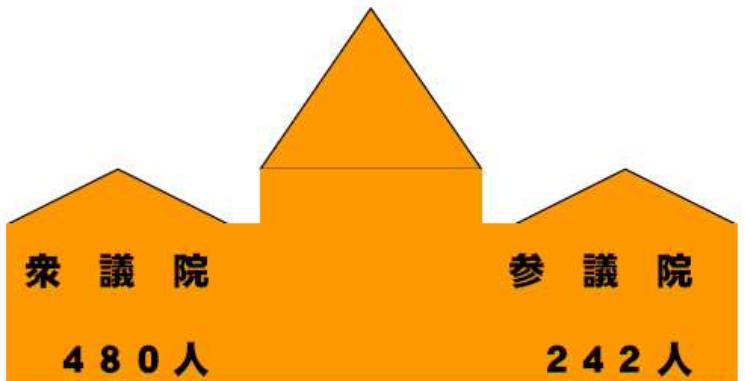


衆参両院廃止・一院制創設のイメージ図

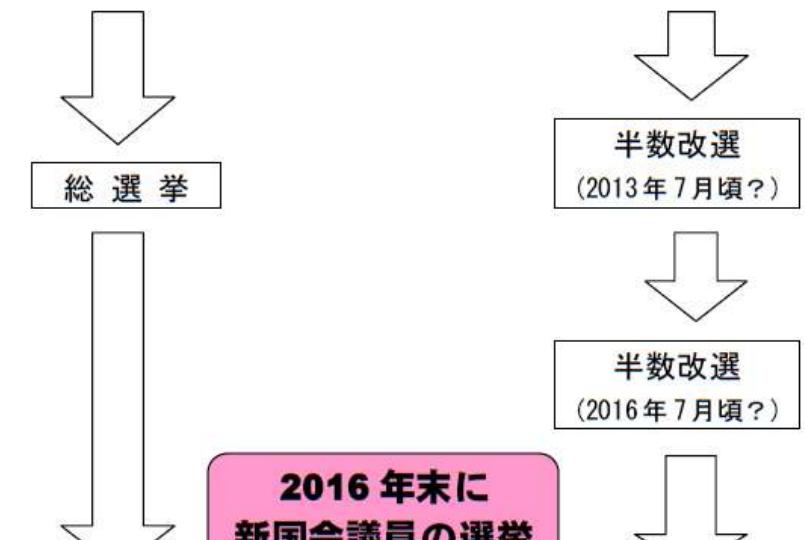
1. 「衆参両院廃止・一院制

創設」の憲法改正案を
発議、国民投票で賛成多数
→憲法改正公布



2. 憲法改正の施行まで

(2016年末)に
新国會議員（定数500人
以下）の選挙を行う



3. 2017年1月1日、 衆議院・参議院を廃止し 新国会創設！



超党派「衆参対等統合一院制国會議員連盟」 会長：衛藤征士郎衆議院副議長

- 平成15年5月15日 「衆参対等統合一院制議員連盟」発足
- 平成19年5月18日 憲法改正手続法公布
- 平成20年5月16日 「衆参両院を統合し一院制の
新『国民議会』を創設する議員連盟」設立
- 平成22年5月18日 憲法改正手続法施行

日本国憲法改正原案
提出者 10名 賛成者120名
平成24年4月27日 横路孝弘衆議院議長に提出

第一 一院制の導入

国会は、一院で構成するものとすること。

(第四十二条関係)

第二 一院制の導入に伴う議員定数の削減

国会議員の定数は、五百人以内において法律で定めるものとすること。

(第四十三条第二項関係)

第三 国会が解散された場合の議員の任期

国会が解散された場合の議員の任期については、その解散によって直ちに終了することなく、その解散の後に総選挙が行われたときに終了するものとすること。

(第四十五条関係)

第四 施行期日等

一 この憲法改正は、平成二十九年一月一日から施行するものとすること。ただし、二及び三是、公布の日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

二 改正後の日本国憲法に規定する国会議員（以下「新国会議員」という。）の選挙については、この憲法改正が施行されるまでの間に行うものとすること。

(附則第三条第一項関係)

三 二の選挙により選挙された者は、この憲法改正の施行の日に新国会議員となり、その任期は、その日から起算するものとすること。

(附則第三条第二項関係)

四 この憲法改正の施行の際に衆議院議員又は参議院議員である者は、この憲法改正の施行と同時にその地位を失うものとすること。

(附則第四条関係)